都城市こどもの居場所展開事業運営業務公募型プロポーザル

質問回答書（11 月 5 日公表）

質問事項について、次のとおり回答いたします。

| No | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|
| 1 | パソコンは現在所有しているものではなく、居場所事業専用に新たに購入が必要ですか？ | パソコンは当事業専用の備品として、購入等により御準備いただきます。 |
| 2 | 各年度末に委託料を使い切らなかった場合(残高が生じた場合)、市へ返還することになりますか？ | 当事業の実施による剰余金が生じる場合、精算による返還を求めません。また、受注者の運営に起因する不足額が生じた場合も、補てんは行いません。 |
| 3 | ランドセル来館の利用者登録は、こちらで登録する必要がありますか？保護者が直接、市の方へ申し込みになりますか？ | 令和９年度のランドセル来館について、令和８年度中に利用登録者の募集を行います。募集案内は市で一斉に行いますが、申請については、保護者から各こどもの居場所へ申請していただきます。申請の受付、利用決定等は各こどもの居場所の受注者にて実施していただく予定です。 |
| 4 | 高崎総合支所の旧庁議室には、大きな円卓のような机と大きな椅子があったと思いますが、子ども達が使いやすいような机や椅子に変えていただけるのでしょうか？ | 高崎総合支所旧庁議室にある既存の什器の活用については、市と受注者で協議の上、決定することとなります。原則、当事業に必要な机・椅子・キャビネット等の什器類は市で準備する予定です。 |
| 5 | 実施要領ｐ５の 10(２)契約保証金について。保証金の金額、又、免除に該当される条件を教えてください。 | 契約保証金は、都城市財務規則第 119 条第１項に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上と規定されています。ただし、同規則 119 条第２項に該当する場合は免除となります。※別記参照 |
| 6 | 人件費について。代表理事も基本常駐することになると思います。月給・報酬を委託金よりいただいいて良いのでしょうか。 | 人件費は委託料の対象となる経費に含まれます。 |

（文書取扱　こども部こども政策課こども政策担当　℡0986-23-2684）

※別記

○都城市財務規則（一部抜粋）

平成18年１月１日

規則第65号

（契約保証金）

第119条　施行令第167条の16第１項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

２　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（１）　契約の相手方（以下「契約者」という。）が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２）　契約者から委託を受けた保険会社、銀行その他の金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

（３）　施行令第167条の５及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結し、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（４）　施行令第167条の５及び第167条の11に規定する資格を有する者以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（工事請負契約等でその工期等が２年を超えるものにあっては、完成期日が過去２年の間にあるもの）を締結し、これを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（５）　法令に基づき延納が認められる場合において、契約者が確実な担保を提供したとき。

（６）　物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。

（７）　契約金額が第160条第１項で定める金額以下であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（８）　国又は地方公共団体と契約を締結するとき。

（９）　前各号に掲げる場合のほか、市長が特に認めたとき。

注

※「（３）　施行令第167条の５及び第167条の11に規定する資格を有する者」とは、競争入札参加有資格事業者名簿に登載されている者。

※「（７）　契約金額が第160条第１項で定める金額以下」とは、少額随意契約できる金額。